

《資料》

第二次沖縄民事陪審裁判（５）  
—1965年秋の訴訟記録—

陪審裁判を考える会（訳）

荒川 歩、飯 考行、黒沢 香、四宮 啓、滝田清暉、新倉 修、西村 健、齋藤 哲

This paper is a translated version of the second civil jury-trial record in the occupied Okinawa, Japan, in July 1965.

Research Group on Jury Trial

<目 次><sup>1</sup>

- 1 陪審員選定手続（Jury Selection）
- 2 正式事実審理（Trial by Jury）
  - （１）陪審員の宣誓（Oath by Jury）
  - （２）冒頭説示（Preliminary Instructions）
  - （３）冒頭弁論（Opening Statement）（ヘイグッド原告代理人）
  - （４）当事者尋問 原告ツルコ・ロバーズ氏宣誓
    - \* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第22巻1号所収
  - （５）原告側証人尋問 証人チョウヘイ・トミシロ氏宣誓
  - （６）原告側証人尋問 証人裁判所書記官ダルシイ・M・エリオット氏宣誓
  - （７）原告側証人尋問 証人ジョージ・ホール氏宣誓
    - \* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第22巻2号（2021年）所収
  - （８）原告側証人尋問 証人ヘイグッド原告代理人宣誓
  - （９）非公開審理
    - \* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第23巻1号（2021年）所収

---

1 原文に目次はなく、訳者らが便宜的に作成したものである。

(同日午前11時40分：休廷、同日午後1時00分：再開)

- (10) 被告側証人尋問 (非公開審理) 証人エドワード・N・ハリマン氏宣誓
  - ア 主尋問 (マクレラン被告代理人)
  - イ 反対尋問 (ヘイグッド原告代理人)
  - ウ 補充質問 (裁判所)
  - エ 反対尋問再開 (ヘイグッド原告代理人)
  - オ 補充質問 (裁判所)
  - カ 再主尋問 (マクレラン被告代理人)
- (11) 被告側証人尋問 証人ジョン・ベラミー氏宣誓
  - ア 主尋問 (マクレラン被告代理人)
- (12) 被告側証人尋問 証人エドワード・N・ハリマン
  - ア 主尋問 (マクレラン被告代理人)
  - \* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第23巻2号 (2022年) 所収
  - イ 反対尋問 (ヘイグッド原告代理人)
  - ウ 再主尋問 (マクレラン被告代理人)
  - エ 再反対尋問 (ヘイグッド原告代理人)
  - オ 再々主尋問 (マクレラン被告代理人)
  - カ 再々反対尋問 (ヘイグッド原告代理人)
  - \* 以上、本号所収
- (13) 最終弁論 (マクレラン被告代理人)
- (14) 最終弁論 (ヘイグッド原告代理人)
- 3 説示 (Instruction)
- 4 評決 (Verdict)

反対尋問

ヘイグッド代理人による質問

Q： ハリマンさん、保険業に携わってどのくらいになりますか？

A： AFIAとは1959年以来です。その前には、パートタイムで。

Q： 沖縄に来られる前は、どちらにおられましたか？ ちょっと待って。あなたは沖縄での仕事を1963年から引き受けたとおっしゃいましたよね。

A： そうです。

Q： 何月でした？

A： 12月です。

Q： それ以前は、あなたは東南アジアでAFIAの仕事をされていませんか？

A： その通りです。マレーシアのクアラルンプールで。

Q： なるほど。クアラルンプールではどれだけ仕事に従事されておりましたか？

A： 3年間ですね。

Q： クアラルンプールやマレーシアでは、提出証拠A、B、Cや原告提出証拠8にあるのと同じ類いの保険書式を使っていましたか？

A： 英国式の書式を使っていました。

Q： 先ほどの書式とはまったくちがうものですか？

A： まったく違うというわけではありません。

Q： その英国式の書式には、先ほど法廷で読み上げられてあなたも聞いておられた文言、つまり「被保険者が支払い義務を負うことになるすべての金額について被保険者に補償する」という文言が含まれていますか？

A： 自分で法的な解釈をしたことはありませんので、答えはノーです。

Q： 私がお尋ねしたことは、あなたの保険約款にはその文言が含まれていましたかということです。

A： 私どもは、被保険者に補償します。が、その文言があったかどうかは、実際のところ、思い出せません。

Q： どのような言葉が使われていたか思い出せないのですか？

A： 思い出せません。

Q： さて、クアラルンプールにはどれくらいおられたのですか？

A： 3年です。

Q： それ以前には、どちらにおられましたか？

A： シンガポールです。

Q : これも AFIA のお仕事で ?

A : はい。

Q : シンガポールも英国法に従うのですか ?

A : クアラルンプールと同じです。

Q : さて、被告提出証拠 A に定めているような、責任範囲 A で使われている補償するという言葉は、どういう意味でしょうか ?

裁判長 : どのパラグラフですか ?

ヘイグッド代理人 : 保険約定。パラグラフ 1、保険範囲 A-1、身体負傷の責任、文言は、「被保険者に補償するものとする」。

Q : さて、定義を説明して—

A : 法的な定義が必要ですか ? 私に法的な定義を示せとおっしゃるのでしょうか ?

Q : 「補償する」ということが意味するものがなにかについて、あなたの定義を知りたいのです。

A : 賠償する。

Q : 誰に償うのですか ?

A : あなたの依頼者に償う。

Q : 誰ですって ?

A : 依頼者。

Q : どなたがあなたの依頼者ですか ?

A : あの契約では、あの提出証拠では、それはウィリアムズ・インターナショナル社でした。

Q : あなたの依頼者は記名した被保険者だというわけですか ?

A : はい。その通りです。

Q : ハリマンさん、あなたは、それがあなたの保険代理業としてのやり方だ、とりわけあなたが代理している保険会社の、つまりニューヨークのホーム保険会社のやり方で、身体傷害保険賠償の下で記名した被保険者に対するあらゆる支払いを行う、ということをおっしゃりたいのですか ?

A : あなたがお聞きになったのは、言葉の意味であって、やり方ではない。

Q : そうですが、私がいまあなたに尋ねているのは、あなたのやり方がどんなものかということです。

A : 沖縄での実務は、私どもの依頼者に仕えることであって、かれらを巻き込むことではない。

Q： ハリマンさん、お願いですから質問に答えてください。身体傷害の請求について、保険約款に記名した被保険者に直接支払いをするというのが、あなたのやり方ですか？

A： そうではありません。

Q： 一般的に、あなたは誰に支払いをするのですか？

A： 請求をした人またはその請求人の代理人に対してです。

Q： あなたは、脚を折った人に支払いをしますよね。（間があつて）え、なに？

A： おっしゃるとおり。そうです。

Q： ハリマンさん、教えていただけますか？ あなたが沖繩でAFIAの支配人であった間に、ご存じのところ、ニューヨークのホーム保険会社は、請求人が免除を得た約款の全額をかつて支払ったことがありましたか？

A： 全額ですか。

Q： ちょっと待って、ちょっと。まだ続きがあります。身体傷害の約款の下で記名した被保険者に対して、ということです。そういうことがあったなら、一つだけ例を挙げてください。

A： 質問はそれで終わりですか？

Q： はい。

A： いいえ。

Q： それでは、支払いは記名した被保険者に対してではなく、請求した人に対してなされたとあなたは証言しています。

A： それが実務というものです。

Q： さて、それが、身体傷害などを理由として損害賠償として被保険者が支払いの義務を負うことになるあらゆる金額について、被保険者に補償するというあなたの定義ですか？ あなたの定義はそういうものですか？

A： 私の個人的なもの、それとも会社の約款とか方針のことでですか？

Q： あなたは、会社を代表していますね。ちがいますか？

A： その通りです。

Q： あなたの意見というものは、会社の意見そのものと近いのではないのですか？

A： 確立した慣習に反しない限り。

Q： 結構です。ではおたずねします。ホーム保険会社の代理人としてのアメリカ外国保険協会の方針はどういうものですか？

- A : 方針は、請求する人に直接支払うというものです。
- Q : 方針は、請求する人に直接支払うというものですって？
- A : はい。
- Q : それを被保険者に補償すると呼んでいる、そうですか？
- A : いいえ。それはサービスです。
- Q : それを被保険者に補償すると呼んでいないですか？
- A : 私の挙げた定義によれば、それは同じことではないのです。
- Q : さてそれでは、方針があなたにせよと要求していることとは別のことを何かするのが、あなたのやり方であると理解していいですか？
- A : もし依頼者が自分自身のために私どもにしてほしいと望むのであれば、その通りです。
- Q : それでは、記名した被保険者に支払いをするのではなく、請求する人に直接支払うのが、あなたのふつうのやり方だと理解していいですか？
- A : その通りです。
- Q : それをあなたの呼び方では……。あなたは、それは被保険者に補償すると呼んでいないとおっしゃいますね。(しばらく間を置いて)あるいは、それを被保険者に補償すると呼んでいるのですか？
- A : 私どもは、それは被保険者に対する請求を解決するためのサービスであると呼んでいます。
- Q : なるほど。それでは、あなたがAFIAのマネージャーになって以来、つまり1963年12月以来、沖縄のホーム保険会社のために、あなたが処理して支払いをした請求のすべては、請求した人に直接支払うことによって被保険者にサービスを提供すること以外、まったく何もしたことはないのでしょうか？
- A : その通りです。
- Q : 教えてほしいのですが、ハリマンさん、記名した被保険者を相手方とする最終判決をロバードさんが得た、あの特定の請求において、あなたおよびあなたの会社がこの方針から外れるような態度を選んだのは、なぜですか？ あなたがロバードさんに支払いをしなかったのは、なぜでしょうか？
- A : あれは変わったケースで、弁護士に相談しました。
- Q : 何ですって？
- A : 弁護士に相談したのです。
- Q : あのケースのどこか、そんなに変わっているのですか？ 請求が大きい

から？

A： いやあ、実のところ、あれが起こったとき、私はここにいなかったのです。沖縄に戻ってきたら、すでに弁護士との扱いになっていました。で、そのままにしたのです。実際のところ、何が本当の理由か、すべてを知っているわけではありません。

Q： なるほど。では、ハリマンさん、

ヘイグッド代理人： 原告提出証拠8を示してよいでしょうか？

速記官： はい、ここにあります。

ヘイグッド代理人： この約款は不思議なことに、私の考えでは、ちょっとだけ、行方不明だったように思ったんですがねえ。

Q： 原告提出証拠8を示します。ページをめくって、保険協定、第1号を見てください。

証人： はい、見つけました。

Q： 見つかりましたか？ それを読み上げてください。

A： （読み上げる）「保険範囲 A-1： 人体傷害賠償—当該自動車の所有、維持および使用から生じて、事故によって引き起こされる、いかなる人に対するものであれ、身体傷害、疾患または疾病ならびに、それからいかなる時においても発生した死亡をも含めて、これらを原因として損害賠償として支払う義務を、被保険者が法的に負うことになるあらゆる金額について、被保険者のために支払うものとする。」

ヘイグッド代理人： ありがとうございます。

Q： ハリマンさん、あなたが沖縄の AFIA のマネージャーになってから、すべての保険請求であなたがなってきたことは、それとまったく同じではないのですか？

A： どういうことでしょうか？

Q： あなたがいま陪審に読み上げたことは、あなたが AFIA のマネージャーになって以来、あなたの会社が沖縄で身体傷害の請求を扱って処理する場合、あなたの会社がなしていることは、正確に言って、これと同じではないでしょうか？

A： 私どもは、被保険者のために請求を処理させていただいております。

Q： あなたは、被保険者に代わって、被保険者が法的に支払い義務のある金額を払ってきましたか？

証人： それは質問ですか？

ヘイグッド代理人：　そうです。

A：　失礼。単なるご意見かと思いました。あなたが、これが法的な解釈だとおっしゃるなら、あなたは法律家で、私はわかりかねます。

Q：　ああ、ちがうのですよ。

A：　私にはわかりません。

Q：　そうではなくて、これは質問です。記名した被保険者には支払っていないと、あなたはおっしゃった。負傷した当事者、つまり請求した人には支払いを行うとおっしゃった。そうではありませんか？

A：　解決する—私どもは、あのう、請求を解決する—

Q：　あなたがそういう支払いをするのは、なぜなのでしょう？

A：　なぜ？　なぜというのは、どういう意味ですか？

Q：　そう、なぜか、です。あなたはなぜ請求した人にお金を払うのですか？

A：　それは請求があるからです。

Q：　というより、保険約款が、あなたがそうすることを求めているからではないのですか？

A：　（ため息）

Q：　あなたが支払いをするのは、保険約款がそうすることを求めているから、ではないのですか？

A：　もし被保険者に責任があるとされた場合には、私どもの見解では、請求した人に解決策を提示します。

Q：　あなたは、被保険者の代わりに、請求した人に対して支払うのですか？

A：　（間）

Q：　あなたは被保険者には払わない？

A：　はい。私どもは、被保険者に対して支払いをしていません。

Q：　しかし、あなたは、請求した人には支払いをするのですね？

A：　私どもは、請求した人には支払いをします。

Q：　でも、支払いは、被保険者の代わりにされるのですね。

A：　私どもの被保険者に対するサービスとしてします。その通りです。

Q：　あなた自身おわかりのように、「の代わりに」という言葉を発音することができないようですが、その言葉に毒気があるのは何のせいですか？　実際のところは、記名した被保険者の代わりになされるのではないのですか？

A：　ご質問にどうお答えすべきかわかりません。あなたは2つ保険約款を持っていて、それぞれ文言がちがうところがあって、私はわからないのはど

ちらがー

Q： 思うに、ハリマンさん、「被保険者の代わりに支払うべき」という文言と「被保険者が支払などをする義務を負うことになるあらゆる金額について被保険者に補償すべき」という文言との間には、本当の意味で違いはないのです。違いますか？ つまり、実際の違いはなく、ただ同じことを言うのに別の言い方があるということにすぎないのではないのでしょうか？

A： 私は違うと思います。

Q： あなたは違うとお考えなのですね？

A： はい。

Q： そうであれば、6万ドルの違いがある。そうですね？

ヘイグッド代理人： その質問に答えなくてもよいです。実際、この質問は議論を吹きかけているので撤回します。

Q： さて、もう一度、ハリマンさん、原告提出証拠8をお見せします。そのページを出して、その部分をご覧ください。あなたを雇っている会社の名前がありますか？ その名前が書類上に現れていますか？

A： はい。ありますよ。

Q： この書類を以前ご覧になったことがありますか？

A： 先ほど私に示されました。

Q： いや。お聞きしているのは、この法廷に来る前ということですか？

A： 率直に言って、わかりません。今日、早く、私の事務所であなたが私に見せたように思います。違いますか？

Q： 忘れていました。

A： あなたは私に何かを見せましたが、それがこれなのかどうかわかりません。

Q： ではお聞きしますが、あなたまたはあなたの事務所の誰かが、あなたに代わって、あるいは会社の代わりに、この書類をマクレラン代理人に渡されましたか？

A： そのことでしたら、私は言えません。私はそれを出したことを思い出しません。

Q： この書類があなたの事務所で作成されたとおっしゃりたいのですか？

A： そうでないと疑う理由はありません。

Q： では、あなたが証言されたことは、空欄の、発行された自動車保険約款の書式であると称する被告提出証拠Bのような文書をあなたが使用した—

そのとき、その目的は、保険証書を紛失した被保険者に複製をつくる、複製をもって代えるということではないですか？

A : それも目的の一つです。

Q : では、それ以外にも目的があるのですか？

A : 副本を必要とするときはいつでも、副本をあげることができます。

Q : (かぶせて) これは、実際の保険約款の条件の本文の副本ですね。

A : そのように思われます。

Q : では、これも会社の名前は空欄のままですが、原告提出証拠8が同じ目的のために使われたとおっしゃるのですか？

A : 私は (聴取不能)

裁判長 : なんですか？

A : 私が言ったのは、それを疑う理由はないということです。

Q : さて、いつでもだれでも保険約款の副本を求めることができ、あなたは会社の名前で書き込み、その他のデータも入れて、彼に与え、そこで、彼は保険約款の原本の副本を手に入れる。そうですか？

A : それは原本ではありません。

Q : なるほど。この種の保険約款の副本はすべて表面に斜めに副本という言葉があるのですか？ これと同じですか？

A : それはスタンプです。

Q : あなたは、事務所にそのようなスタンプをもっているのですか？

A : はい、そうです。

Q : あなたにお願いしたいのは、この「副本」という言葉を調べて、これがあなたの事務所で押されたものと考えられているかどうか、教えてください。

A : そうだと思います。そうでしょう。

Q : さて、ハリマンさん、あなたの証言によると、ホーム保険会社の保険証書780A-2215の所在を知らず、かつ、それを発見することができないのですね。これは正確ですか？

A : 正確です。

Q : 私が想像するに、あなたと弁護士は、それを探すために一生懸命努力したはずですね。

A : (聴取不能)

裁判長 : なんと答えられたのですか？

- A： 私たちには、それ以外のことをする理由はなかったでしょう。
- Q： 保険証書780A-2215の文言がどうであったかご存じないのですよね？
- A： 印刷された条件が原本でどうであったのか、それは存じません。
- Q： では、あなたが原告提出証拠8を調べてみて、あなたは、右手下隅に何か印刷されたものを見て、それを「印刷者のコード」だとおっしゃっていますが、それに関連して、あなたは、これは1960年2月に印刷されたもので、3000部印刷されたという意見を述べましたが、そうですね？
- A： はい。
- Q： それがこのコードの意味するところですか？
- A： それが、私にとっての意味です。
- Q： この書類が1960年2月に3000部印刷されたという事実によって、この種の書類が余分に1960年2月以前に存在した可能性はなかったという意味が必然的にありますね。違いますか？
- A： 印刷者の別のコードであれば、それは真実です。
- Q： しかし、私が言いたいのは、1960年2月に3000部が印刷されたことを示す印刷者コードがあるといっても、この特定の保険証書が使われたとき、この特定の用語がはじめて証書に使われたというわけではないのでしょうか？
- A： それは私にはわかりません。
- Q： では、被告提出証拠C、つまりホーム保険会社がウィリアムズ・インターナショナル社に発行した外国自動車保険証書で保険期間は1959年3月25日から1960年3月25日というものに関してうかがいますと、極東建設サービス社に対して発行された証書780A-2215の保険契約に含まれているのは、これと同じ、または同様の、期間であるというのがあなたの考えですか？
- A： はい。
- Q： では、ハリマンさん、保険契約について検討してみましょう。
- ヘイグッド代理人： ハリマンさんは被告提出証拠Cを手にしたと記録してください。私の手には原告提出証拠8があると記録してください。
- Q： さて、原告提出証拠8は、失礼、被告提出証拠Cは、「補助的支払い（弁護費用）」と認めることのできるローマ数字Ⅷ（8）と思われる条項を含みますか？
- A： はい、そうです。
- Q： それを読み上げていただけますか？

A : (読み上げる)「ローマ数字Ⅷ(8). 補助的支払い(弁護士費用): そのような経費を、支払いの対象とし、または会社の書類により同意のある場合、そのような支払いは、この証明書に明らかにされた限度に、加えたものになる。」

Q : さて、少しばかり保険証書の条件について戻りましょう。さて、最初のパラグラフ、条件1、被保険者の協力ですが、この被告提出証拠Cには同様のパラグラフがありますか?

A : さようです。

Q : そのパラグラフを陪審に読み上げてください。

証人: それを全部ですか?

ヘイグッド代理人: はい。

A : (読み上げる)「1. 被保険者の協力: 被保険者は、当該会社と協力するものとし、かつ、当該会社の請求に基づき聴聞および審判に立ち会い、かつ、解決を行い、証拠を確保して提供するにあたって補助するものとし、証人の立ち会いを確保し、かつ、訴訟の進行において補助するものとする。かつ、当該会社は、当該会社の請求によって生じた費用について、所得の損失を除いて、被保険者に払い戻すものとする。被保険者は、自らの費用による場合を除いて、任意にいかなる支払いをしたり、いかなる義務を負ったり、または事故の時ににおいて不可欠なものとされる他者への緊急の医療上および外科的な救助のようなものを除いて、それ以外の費用を負うことはない。」

Q : 結構です。さて、条件第7番に触れます。これを読み上げてください。

A : (読み上げる)「7. 事故の通報または請求—保険範囲AおよびG: 事故が起こったときには、実行可能な範囲で早急に、被保険者によってまたはその者に代わって、書面による通報を行うものとする。当該通報は、被保険者に補償するのに十分な具体的事項を含むものとし、かつ、事故の時間、場所および状況に関する合理的に取得しうる情報を含み、かつ負傷した者および利用できる証人の代理人名および住所を含むものとする。被保険者に対して請求がなされ、または訴訟が提起された場合には—」

続けますか?

Q : はい。

A : (読み上げに戻って)「被保険者に対して請求がなされ、または訴訟が提起された場合には、被保険者は、ただちに、当該会社または上記に掲げる

その代理人に対して、その者またはその代理人が受け取ったすべての請求、通報、召喚またはその他の手続を通知するものとする。」

Q： さて、原告提出証拠8を調べてください。そこで次の質問に答えてください。「補助的支払い（弁護士費用）」という点で同じ文言を含みますか？

A： はい。その通りです。

Q： 「被保険者の協力」は？

A： あります。

Q： では、「事故の通報または請求—保険範囲AおよびG」：これもありますか？

A： あります。「事故の通報または請求—保険範囲A1、A2およびG」。

Q： では、請求がなされて、被保険者に対して訴えが提起された場合には、被保険者は、直ちに会社に対して、受け取った注意、要求または勧告のいかなるものも伝達するものとするという条項は？

A： （肯定的に）うん、うん。

Q： この文言は、原告提出証拠8にありますね？

A： その通りです。

Q： では、保険証書がどんなものであれ、公正な言い方をすれば一ちょっと待ってください。提出証拠AとBを調べるようにあなたにお願いします。この2つの提出証拠に、ハリマンさん、同様の文言があるかどうか教えてください。

A： 「被保険者の協力：訴えまたは請求の通告」および「被保険者の協力：訴えまたは請求の通告」。

Q： 訴えがあった場合についてはどうなりますか？ 訴え、通告および請求の場合についてはどうなりますか？

A： ここにあります。

Q： さてそれでは、被告提出証拠の3通すべてにおいて、被告提出証拠A、BおよびCにおいて、被保険者に保険会社と協力することを求めるものがありますか？ つまり、事故および請求の通告が必要なこと、訴えが提起されて要求、通告、召喚があった場合には、いずれであっても保険会社に通知する必要があることが記載されていませんか？

A： 記載されています。

Q： では、実際のところ、原告提出証拠8は同様の文言を含んでいますね。違いますか？

A : そう思います。見ただけですが、そうです。

Q : はい。それでは、ハリマンさん、いかなる形であれ、保険証書780A-2215は印刷されたものとして、被保険者の協力について、事故または請求の通知、訴訟の場合に、召喚、訴えおよび通知を保険会社に知らせる必要があることをおそらく含むものであったということは、合理的に考えて確かだとおっしゃいますか？

A : (聴取不能)

裁判長 : 答えはなんと？

証人 : 失礼しました。「はい」と言いました。

A : はい。

Q : それでは、あなたの責任保険証書は、あるいはあなたが呼んでいるところによれば、補償保険証書はすべて、保険会社に対して、被保険者に代わって、訴訟の被告として応訴する義務を課しているという事実は、ありませんか？

証人 : もう一度おっしゃっていただけますか？

Q : あなたが発行するあなたの保険証書のすべてに、保険会社に対して、被保険者の代わりに訴訟の被告となって応訴する義務を課している。違いますか？

A : その通りだと思います。

Q : 保険証書の範囲内でありうる請求から生じるときも？

A : 独立の解決を除くため、そうです。

Q : そこで、実際問題のところ、保険証書は、保険会社に訴訟の防御を制御する権利を与えている。違いますか？

A : 争いのある訴訟では、そうです。その通りです。

Q : わかりました。これはあらゆる賠償保険証書に適用される？

証人 : 何を意味しますか？

Q : あなたの自動車補償保険証書については？

A : その通りです。

Q : さて、被告提出証拠A、BおよびCをお渡ししますので、裏返して最後のページをご覧ください。これには保険証書の条件の継続が含まれています。提出証拠AおよびBではパラグラフ14、そして提出証拠Cではパラグラフ13を読んでください。お終いまで読んでください。声を出して読まないでください。

A：（黙読する）

Q： 提出証拠AとBのこれらのパラグラフは、まったく同じですか？

A： はい。

Q： Cにはちょっとちがいがありますか？

A： はい。

Q： 原告提出証拠8のパラグラフ14を読んでいただけませんか？

A：（黙読する）

Q： 今度はどのようなお答えになりますか？

A： 基本的に同じです。はい。

Q： 4つの提出証拠はすべて、つまり、原告提出証拠8、被告提出証拠A、BおよびCは、パラグラフ14および被告提出証拠Cのパラグラフ13に実質的に同じ条項を含みます。そこで、被告の弁護人の同意があれば、条項14番を私が読みますので、よろしければついてきてください。私は陪審にパラグラフ14を読んで差し上げたい。これは、保険証書のタイトルでは「条件」となっているところです。（読み上げる）「会社に対する訴えの提起—保険範囲A1およびA2—」ちょっと待ってください。ここでコメントを挟むと、A1とは、身体傷害または死亡です。違いますか？

A： 身体傷害責任。

Q： 死亡も含まれますか？

A： はい。

Q： A2は、物損でしたね？

A： 物的損害賠償責任。

Q：（読み上げる）「14. 会社に対する訴えの提起—保険範囲A1およびA2：被保険者、要求する人および当該会社の現になされた審判が終了し、またはこれらの者の書面による合意によって被保険者の支払い義務が最終的に確定するまで、当該会社に対していかなる訴えの提起も行なわれないものとする。もしくは、いかなる場合であれ、そのような判決または合意の日付から起算して12ヶ月以内に訴えがなされない限り、当該会社に対していかなる訴えの提起も行なわれないものとする。いかなる人または団体も、被保険者の責任を確定するいかなる訴えの提起にも、共同被告として、当該会社に参加する権利を持つものではない。被保険者または被保険者の資産の破産または債務超過は、当該会社のこれに関する債務を免除するものにならない。」これは、この保険証書を公正に読み上げたものですね？

A： はい。

Q： それでは、ハリマンさん、この特定のケースについて、あなたがお存じのことから見て、被保険者の支払い義務は公判後に下される現実の裁判所の判決によって最終的に決められてきたというのは本当ですか？

マクレラン代理人： この質問には異議があります。理由は、これは保険者と被保険者との間の義務に関するものであって、請求した人と被保険者との間の関係ではありません。

ヘイグッド代理人： この異議はまったく理解できません。私は証人に、本件について証人の知っていることから見て、被保険者の義務—被保険者の金銭上の義務—が最終的に判決によって決定されるかどうかを質問しただけです。

マクレラン代理人： これは、「補償」という文言の意味についての質問と帰着します。それは、ほかの誰かに対する支払いに関するものではなく、被保険者に対する支払いだけに関するものです。それが決まれば、その後は、もちろん、被保険者に補償された後では、……

ヘイグッド代理人： 訴訟代理人の異議は、法に関する議論に及び、これは裁判所が決定すべき事項です。

裁判長： 質問を繰り返してもらいますか？

ヘイグッド代理人： 私の質問はこういうことです。つまり、証人に尋ねたのは、彼の知っていることから見て、ここで被保険者が支払う義務の額は、最終的には現実の審判が終わって、判決によって決定されるかどうか、述べてくれるように頼んだわけです。

マクレラン代理人： 裁判長、それに私は異議を申し上げます。なぜなら、この問題は保険者と被保険者との間で解決されてきたものではないからです。明らかに、ここで問題になっている金額はいかなる判決の額またはこの種のいかなるものをも越えたものになるからです。保険対象の額を超えて、それを上回って生じたその他の費用にも及ぶのです。

ヘイグッド代理人： 私たちが議論しているのは、負傷した当事者に対して支払うべき被保険者の義務に関するこの条項です。

裁判長： 質問を許します。

Q： 質問はこういうことです。本件についてあなたが知っていることから見て、被保険者の支払い義務は、現実の公判が終了した後に被保険者に対する判決によって最終的に決定されてきたというのは、本当ではないので

すか？

A： そうではなかったという助言を受けてきました。

Q： あなたは、極東建設サービス社に対して得られた判決の謄本を受け取ったことがありますか？

速記官：（間を置いて）答えがありましたか？

ヘイグッド代理人： 答えはありません。

Q： よろしければ、ハリマンさん、記憶を喚起させてください。あなたに原告提出証拠1をお示しします。これは「判決」というタイトルです。

A： 判決があったのです。

裁判長： お答えはなんと？

証人： 「判決があった」

A： これは判決の本物の謄本です。

Q： しかもこの判決について控訴がなされ、控訴裁判所によってこの判決は公定されました。

A： それは本当です。

Q： 再びパラグラフ14の文言によりますが、反対に訴訟に行くと、訴えは、このような判決または合意の日付から12ヶ月以内になされています。違いますか？

マクレラン代理人： この質問には異議があります。質問は明確ではありません。どの当事者間の訴えですか？ あらゆる種類の当事者の間でたくさんの訴えがされています。

裁判長： いずれにせよ、証人が日付とかそのような訴えを知っているかどうかですよね。あなたは証人に日付を聞いたのですか？

ヘイグッド代理人： 私は彼に個人的に訴状を持っていきました。証人は、いつ訴えがなされたか知っています。

裁判長： 質問を許可します。

A： 失礼ですが、思い出せません。

Q： 判決は、もしお気づきになるなら、1964年7月20日です。

A： ああ、そうでした。

裁判長： さて、ハリマンさん、速記官が聞き取れるように、声を上げていただけますか？

証人： おお、大変失礼しました。私は質問に答えましたか、それともお待ちいただいているのでしょうか？

Q： お尋ねしたのは、12ヶ月以内に訴えが提起されたかどうかです。しかし、記憶を喚起するようにしましょう。

速記官： ヘイグッドさん、ちょっと待っていただけますか？ そうすれば、テープを交換できます。

裁判長：（間をとって）よろしいですか？

速記官： はい、結構です。

裁判長： さて、何の書類ですか？

ヘイグッド代理人： 証人は、この訴訟に綴られた訴えの書面を見た記録してください。

Q： それは、あなたがそこで見たものですか？

A： 召喚と告訴、そうです。

Q： 当事者はそこに表示されていますか？

A： はい、ここに示されています。

Q： ツルコ・ロバード及びドナルド・ロバード、原告、対外国—アメリカ外国保険協会、別名AFIA及びホーム保険会社、ニューヨーク所在会社、被告。違いますか？

A： その通りです。

Q： その頭書きは、「召喚と告訴」ですか？

A： そうです。

Q： そこには「綴り込み、日付、1965年4月12日、裁判所職員」という文言がありますか？

A： その通りです。

Q： さてそれでは、1965年4月12日かそのあたりで、あなたが召喚状と告訴状を示されたかどうかについて、記憶がよみがえりましたか？

A： はい。でも、私が理解できなかったのは、「12ヶ月」という点です。あなたが「12ヶ月以内」ということで何を話されていたのか理解していませんでした。この判決から12ヶ月以内です。それがおっしゃっていたことではありませんか？

Q： 判決は1964年7月20日の日付です。あなたは、4月12日にシンボルと告訴状を受け取っていた、1965年4月12日かそのあたりですね。

A： ご質問を理解していなかったのです。ごめんなさい。

Q： それでは、ツルコ・ロバードがあなたの会社およびホーム保険会社に対して1年以内に訴えを提起したというのは、公正な物言いですよ？

A： はい。

Q： この判決の日付について、判決の日付は確定したのですか？

A： はい。

Q： さて、この所在不明の保険証書780A-2215について見つけることができないことですが、あなたが実際に確かなのは、私たちが取り上げている保険契約、つまり被保険者の協力、事故または告訴の通知、召喚および告訴の連絡、訴えの提起、ここに示されているような訴えなしの条項、これらの訴えのすべてがおそらく……

A： おそらく。

Q： 2215に含まれていたのでは？

A： それはそうでしょう。

Q： そして、あなたは、ホーム保険会社の沖縄での代理人です。違いますか？

A： そうです。

Q： あなたはその旨を宜野湾市役所に登記していますね？

A： 私には代理人の権限があります。

Q： ニューヨークのホーム保険会社は沖縄に何か拠点があるのですか？

マクレラン代理人： 異議あり。本件と関連性がありません。これは、本法廷に提起されているいかなる問題ともつながりがありません。しかも、本件で告訴によって示された争点に含まれていません。また、直接質問の範囲を逸脱しています。無関係、無権限かつ無内容です。

裁判長： ヘイグッドさん、これに対するお答えは？

ヘイグッド代理人： ありません。

裁判長： 異議を認めます。

Q： さて、ハリマンさん、証言の中で小さな点ですが、一貫していないところがあります。あなたなら、私や陪審のためにおそらくご説明いただけるのでしょうか。あなたは、これらの保険証書が、被告提出証拠Bのように、保険会社の名前に関して、空欄である形式が、自分の保険証書を紛失した人に対して副本を作成するために使われていると供述されていて、しかも、これらの保険証書の中に含まれる保険契約やその約定がどのようなものであるかについて人に説明するために使われていると述べていますね。

A： その通りです。実際、そのことについて頭書きがないのは、印刷の費用を省くためです。

Q : 違いとされて除外されたものを除けば、あなたは、あなたがお持ちの保険証書と同一のものだと、あなたはおっしゃった。

A : それは通常一。そういうものと想定されていますので、そうです。その通りです。

Q : またあなたは、あなたが発行する保険証書は、印刷されたシリアル・ナンバーがついているということも証言されましたね？

A : はい。

Q : では、これらのシリアル・ナンバーは数に入れているべきですね？

A : はい。そうしています。

Q : では、この空欄のある書式を紛失した保険証書に代えて使用する理由の一つはそこにあるのですね。つまり、シリアル・ナンバーに数える必要はないので。

A : その通りです。

Q : さて、この原告提出証拠8は、副本のために、副本を作成するために使われた空欄の副本のうちの1つだとおっしゃるのですね？

A : そのように見えますね。そうです。

Q : ハリマンさん、原告提出証拠8とたとえば被告提出証拠Cとでは、あなたの言う条項が違うということをご説明されますか？ 一見するといくらか意味のある違いがあります。たとえば、提出証拠8に保険範囲A1は、被保険者の代わりにあらゆる金額等を支払うものとする書かれているのですが、提出証拠Cには、被保険者にあらゆる金額を補償すると言っています。あなたが、関係者に副本を与える場合、その人が実際発行を受けたものと文言が違うものをあなたが与えるのは、どういう理由からですか？

A : 文言が違うのです。

裁判長 : 「補償する」という文言が使われているのは、どちらですか？

ヘイグッド代理人 : 被告提出証拠Cは「あらゆる金額について被保険者に補償する」という文言を使い、原告提出証拠8は、「あらゆる金額を被保険者に代わって支払う」としています。

Q : 副本と関係があるものを発行して、実際にはそれは副本ではないというのは、通常のやり方ですか？

A : 顧客をおちよくるのが私どものやり方、というわけですか？ そうではありません。

Q : そう言っていたとくいい質問ができます。あなたが保険証書を発行す

ると—

裁判長： あなたは証人に違いの理由を尋ねましたが、証人はそう答えましたか。

ヘイグッド代理人： 証人の答えは、「依頼者をおちよくるのが私どものやり方、というわけですか？ そうではありません。」でした。

Q： そうではありませんか？

A： 顧客をおちよくるのが私どものやり方ではありません。そのつもりはないのです。

Q： あなたの会社が自動車責任保険を売るとき、ハリマンさん、あなたが売る時点では、これは補償保険証書であるとあなたの顧客に知らせますか？

A： いいえ。私はだれかに、座って「これは補償保険証書だ」と話した記憶はありません。ないのです。

Q： 逆に、もし誰かが事務所に来て、自動車賠償保険証書を求めたら、あなたは「オッケー」といい、それを売りますか？

A： その通りです。

Q： その言葉は保険証書にありませんか？ 「賠償」という言葉を使っていますか？

A： そうです。

Q： これは賠償保険ですか？

A： さようです。

Q： 誰か歩いてあなたの事務所に来て、「やあ、私は自分の自動車のために補償保険を買いたいのだが、そうすれば自動車に乗って基地に戻ることができる」と言うことがありますか？

A： 覚えていませんが、その可能性はあります。

Q： しかし、あなたは誰かがそういうのを聞いたことがあるのではないですか？

A： 私は店頭にて、飛び込みのお客様と対応するわけではないのです。

Q： あなたは、部下に、責任保険を買いに来た人には、「残念ですが、私どもは、賠償保険は販売しておりません。私どもが扱っているのは、補償保険です」と言うように指示したことがありますか？

A： いいえ。でも、そうした方がいいでしょうね。将来は。

Q： 将来ですか？

A： そうです。将来です。

Q： でも、FECONに売った保険については、そうではなかった様ですが、そうですか？

A： 言い換えると、私どもは売っていないということ—？

Q： あなたは、ご自分で知っている範囲で、誰かがFECONに、補償保険を買っているのであって、賠償保険ではないと知らせたかどうかを知っていますか？

A： そんなこと、知るよしもありません。

Q： でも、ちょっと戻ってみましょう。あなたは販売員に対して、いやむしろ、あなたの販売員は、賠償保険として売っているものが補償保険であることを買いに来た一般公衆に助言していませんね。むしろ販売員たちは、一般公衆が賠償保険を買っていると信じさせようとしているのではありませんか？

A： あなたはまた、法的な用語について質問しています。私にはあなたの質問はわかりません。

Q： 私は、あなたのために、問題点をわかりやすくしようとしているのです。ホーム保険会社その他のメンバー会社の代わりに、AFIAにおいて保険を販売するあなたの販売員たちは、顧客が買うのは賠償保険だと信じる余地を与えるのをふつうのやり方としているのは、本当ではないのですか？

A： そうです。なぜなら、それが「憲兵司令官」の決まりに合致するからです。

Q： さて、補償保険は「憲兵司令官」の決まりに合致しますか？

A： 基本契約において退けられたことはありません。

Q： 「憲兵司令官」が、年中、アメリカ外国保険協会（AFIA）が補償保険を売り続けてきたことを知って、なんと考えるのか、疑問ですね。

マクレラン代理人： 裁判長、これは質問ですか、それとも議論、あるいは単なる憶測でしょうか？

裁判長： そうですね。私も計りかねています。

ヘイグッド代理人： 私が質問しているのは、彼が問題を知っているのかどうかということだけです。

（証人からは答えはない。）

Q： さて、ハリマンさん、ウィリアムズ・インターナショナル社に発行されたこの保険証書、つまり被告提出証拠Cですが、これには「被保険者に対

して補償する」という文言が使われていたのは事実ですか？　これが実際には賠償責任証書であり、賠償保険の証書であることは、本当ではないのですか？

A： わたしどもは、これを賠償保険証書としています。

Q： あなたは、これを賠償責任証書としているのですね？

A： はい。

Q： 証書の最初のページパラグラフ５、タイトル「宣言」というところに注目ください。

裁判長： 何の書類ですか？

ヘイグッド代理人： 被告提出証拠Cについて話しています。

Q： 被告提出証拠Cでは、一般的なタイトルとして「保険範囲」というところで、最初のページ、「A」という印のついた行ですが、あなたは保険範囲がどういうものか読み上げていただけますか？

A： （指で指して）ここですか？

Q： そうです。

A： （読み上げる）「法的賠償責任」

Q： 「補償」といっていますか？

A： いいえ。

Q： 被告提出証拠AおよびBをお示しします。これには空欄が２カ所あります。見本証書ですね。それと、それぞれの証書にある「保険範囲」というタイトルのところで、宣言5A（１）にある文言に注意してください。これは同じものだと思いますが、あなたがチェックして読み上げていただけますか？

証人： A（１）の下ですか？

ヘイグッド代理人： そうです。

A： （読み上げる）「A1. 身体傷害賠償責任」。どちらも同じです。

Q： 「身体傷害補償責任」とはなっていませんね？

A： はい、そうではありません。

Q： 「保険範囲」という言葉のところを調べてください。そこにどこか「補償」という言葉を発見できるかどうか、調べてください。

証人： 「５」ですか？

Q： 「５」というところに、A-1、A-2、B、C、D、E、F、G、HおよびIです。

A : いいえ、ありません。

Q : 「補償」という言葉に触れたものは全くないのですか？

A : はい。

Q : ハリマンさん、いつ—やめます—ハリマンさん、あなたはビジネスのキャリアを始める前に、保険の分野で正式の学校ないし研修を受けたことがありますか？

A : あります。

Q : それは学部レベルですか、ビジネススクールのレベルですか、あるいはどのような？

A : 私は、ニューヨークの保険研究所に8ヶ月いました。販売研修を通信課程で受けました。

Q : (かぶせて) 研修の課程では、賠償保険証書と補償保険証書との区別があなたに説明されたことがあったのですか？

A : そんなことはありません。

裁判長 : 一度もなかった？

証人 : 一度もありません。

Q : 今日まで？

A : 法廷に来て、今日初めてです。

Q : さて、本件訴訟の弁護を準備する過程で、補償証書と賠償証書との違いがあなたに説明されたことがありますか？

A : ええ、あります。

Q : でも、この訴訟は、補償保険証書と賠償保険証書との違いについて考える機会をもった最初ですね。違いますか？

A : その通りです。

Q : 実際、ツルコ・ロバードがホーム保険会社とAFIAを訴えるまで、あなたは、あなたの会社が賠償保険を販売していると信じていたわけですね？

A : そうだと信じていました。

裁判長 : 答えはなんと？

証人 : そうだと信じていました。

Q : あなたは、あなたがまだそうしていると思いますか？

A : はい。それに記載しているのは、それが私どもが販売しているものということです。

Q : あなたは、あなたが販売しているのは賠償保険証書であると信じている

のですね？

A： はい。

Q： あなたは、FECONに売った証書780A-2215が賠償保険証書だと信じているのですか？

A： 私が理解している「賠償責任」という言葉でいえば、その通りです。

ヘイグッド代理人： ありがとうございます。この証人に対する質問は以上です。

裁判長： マクレランさん、再主尋問は？

マクレラン代理人： はい。

#### 再主尋問

マクレラン代理人による質問

Q： ハリマンさん、このケースに限定して考えると、このケースにおいて、被保険者と保険者との間にいわゆる「非放棄約定」と呼ばれる書類があったかどうかについて、あなたはご存じですか？

A： はい、見たことがあります。それは、私が沖縄に来る前に発行されました。

Q： 原告提出証拠7として証拠採用されているものをお見せします。これには、1960年1月8日の日付が入っています。これは11月30日から2ヶ月後ということですね。

A： その通りです。

Q： あなたはこの提出証拠の副本をあなたの事務所にお持ちですか、あるいはあなたはこの提出証拠の副本を見たことがあるのでしょうか？

A： その副本を見たことがあります。

Q： さて、あなたが受けた研修によると、保険におけるあなた自身の経験に基づいて、この非放棄約定が元々の保険証書になにか効果があるかどうか、おしえてください。

A： なにも。そう書いてあります。

Q： さて、もしご存じなら、それは実際のところどういうものでしょうか？

A： 基本的に、非放棄約定は、会社が顧客のために防御することを約束した場合には、それは、責任あるいは過失または有責性の認容ではないことを述べているのにすぎません。私の理解では、それは言葉の問題です。

Q： この非放棄約定は、通常の請求において署名されるものですか、それと

もこれを用意するのは何か変わっているのでしょうか？

A： これは変わっていますね。私はたとえば、このようなもののかつて見たことはありません。

Q： さて、この非放棄約定について何かご存じですか？ つまり、あなたが沖縄に来る前に、あなたはこれを見たことがありますか？

A： 私が沖縄に来る前ですか、いいえ。

Q： 非放棄約定が署名されている場合には、それは保険証書と関連させて考えるべきかどうか、あなたは何かおっしゃられますか？

A： 私は確かではないのです。私一

Q： 保険者の責任に関する限り、この非放棄約定は、保険証書の文言・期間や条件と一緒に考慮されるべきですか？

A： 考慮されるべきです。はい。

マクレラン代理人： わかりました。質問は以上です。

裁判長： ヘイグッドさん？

ヘイグッド代理人： はい。いくつか質問がございます。

#### 再反対尋問

ヘイグッド代理人による質問

Q： ハリマンさん、原告提出証拠7をお見せします。最初のパラグラフの最後の文章を読み上げていただけますか？

証人： 読み上げるのですか？

ヘイグッド代理人： そうです。

A： （読み上げる）「当該保険会社の主張は、この証書は保険約定XI（11）によって責任を有するものではないというものである。」

Q： それはローマ数字XI（11）ですね？

A： ローマ数字XI（11）です。

Q： 被告提出証拠Aをお見せします。これはホーム保険会社の保険証書の見本です。保険約定ローマ数字XI（11）を読み上げていただけますか？

証人： それの内、全部ですか？

ヘイグッド代理人： 頭から始めて、どこまで行けるか見てみましょう。

証人： 声を上げて読み上げるのですか？

ヘイグッド代理人： はい。声を上げて。

A： （読み上げる）「他の自動車を運転する特典：「レジャーおよび商業用」

と分類される自動車に関して保険範囲A1およびA2のもとで本保険証書によって提供される保険は、（１）その自動車の所有者または夫婦の一方もしくは双方がその自動車を所有する場合には、記名した被保険者に対して、ならびに（２）同一の世帯の居住者である場合にはその者の配偶者およびその記名した被保険者または配偶者の雇い主に対して、適用される。」

Q： 結構です、ハリマンさん。お聞きしたいのは、あなたのご意見では、この特定の条項が適用されない場合、この条項としては、非放棄約定に言及していないのでしょうか？

A： 検討すべきだと思いますが。

Q： さて、保険約定ローマ数字XI（11）—

A： まだ読み終わっていませんが。

Q： 明らかに、適用されない、そうではありませんか？ これはレトリックの問題です。さて、保険約定ローマ数字XI（11）をご覧ください。

裁判長： 「XI（11）」について読み終わらせて、答えさせるのですか？

ヘイグッド代理人： 私は証人にそれを読み上げるように頼みました。証人は読み上げて、それが適用されないことを示すに十分なだけ読み上げました。

裁判長： とおっしゃっても、私はそれほど得心がいていません。証人はもっと読み上げるべきではないかと思います。

ヘイグッド代理人： わかりました。裁判長。

Q： 保険約定ローマ数字XI（11）を全文読み上げてください。

証人： どこでやめるのでしょうか？

裁判長： さてさて、読み上げてみましょう。あなたが、明らかに適用されないと思われるとこまで来たと考えるならば、やめてもかまいません。私は、証人はもっと読み上げるべきだと思います。さらに読み上げてください。

証人： どこで止めたか、はっきりしません。（２）からはじめてもよいでしょうか。

ヘイグッド代理人： 配偶者のところでやめていますよ。

A： （読み上げる）「（２）同じ世帯の居住者であるときはそのような者の配偶者に対し、及び、そのような記名した被保険者または配偶者の雇用主に対し、その自動車のその他いかなる私的な運転者または家事使役人の活動に関して、またはその他の自動車におけるそのような人物の存在に関して。本保険約定は以下の場合には適用されない。（a）記名した被保険者またはその世帯における運転者または使用人以外の構成員によって、全部または

一部所有され、その名前において登録され、これらによる雇い入れた自動車の頻繁な使用の一部として雇い入れられ、その通常の使用のために作成されたいかなる自動車。(b) そのような雇用主に関して、その者によって全部または一部貸借され、またはその人の名前登録され、またはその人によって雇い入れられた自動車に対して、それが雇い入れた自動車の頻繁な使用の一部としてなされる場合。(c) 本保険約定に定めるほかの、いかなる被保険者に対して。(d) 記名した被保険者である、いかなる者の傷害または死亡に対して。(e) 自動車修理店、公衆の車庫、販売代理店、サービス・ステーションまたは公衆の駐車場の運用から生じるいかなる事故に対して。]

Q : さて、ハリマンさん、この保険約定一というよりむしろこの非放棄約定が保険契約証書とともに、かつ、それと結びつけられて読まれるべきだとあなたはおっしゃっていますが、それってどうやって成り立ちますか？  
どうやって？ それはあなたにとって意味があるのですか？

A : そこが私もはっきりさせようとしているものです。

裁判長 : 証人の読み上げた条項を見ることができますか？

A : (続けて) ぶっちゃけていえば、決定を下すのはむずかしいのです。というのも、この問題はある弁護士と一緒に準備したものですから。その弁護士の助言に基づいてそうしたので、それにはわけがあったと思っています。決定がされたときにその場に私はいませんでした。私は、それが適用されるかどうか知りません。

裁判長 : 証人にうかがいますが、これらの証書はすべてこの節、保険約定XI (11) に関して同じものですか？

ヘイグッド代理人 : それこそ、私が次に問題にしたい点なのです。

証人 : そうでしょうな。

裁判長 : どういうことですか？

ヘイグッド代理人 : ちょっとお待ちください。

Q : 原告提出証拠8、証書見本、を読み上げてください。そのこの保険約定を読み上げてください。その頭書きを読み上げてください。

A : (読み上げる) 「被保険者の定義」

Q : 被告提出証拠Aのローマ数字XII (12) をご覧ください。

A : (読み上げる) 「被保険者の定義」

Q : さて、ハリマンさん、それがあなたに示しているものは、「被保険者の

定義」というものが、一だんだん見えてきましたね、違いますか？

A： 私は今ちょっと混乱しています。これは—

Q： では、「被保険者の定義」、ローマ数字XI（11）、場所は—

A： いえ、保険約定ではこれはここにはありません。ローマ数字XI（11）の2つには違うものがあります。

Q： その通り。（指示しつつ）この保険証書は使われていたものではないと、私は判断しようとしています。

裁判長： どの証書についてですか？

ヘイグッド代理人： 提出証拠Aです。

裁判長： 被告提出証拠Aですね。

Q： さて、ローマ数字XI（11）には、原告提出証拠8にあるように、「被保険者の定義」がありました。これは、被告提出証拠Aに見られるローマ数字XII（12）の文言と実際上同じです。違いますか？

A： （指示しながら）これとこれとは、基本的には同じです。はい。その通りです。

Q： 第1パラグラフでは、被保険者の定義は、次のように読めます：（読み上げる）「このような保険範囲に適用される場合にこの証書の保険範囲A1およびA2並びにその他の部分において使われる場合はどこであれ、「被保険者」という特定されていない文言は、記名した被保険者の許可を得て当該自動車の現実の使用がされている場合には、当該自動車の使用について法的な責任を有するいかなる人または団体を含む。本保険は、記名した被保険者以外のいかなる人または団体に関して、適用されない。」そしてその続きに、別の適用されない事態があります。さて、ハリマンさん、チョウヘイ・トミシロ氏による車両の任意の使用は、あなたの会社がこの非放棄約定に触れる理由ではありませんか？ 任意の使用または任意の使用の欠如は？

A： おそらく、お読み上げいただいたことが理由だと思います。

Q： そうです。保険約定XI（11）—ローマ数字XI（11）に言及する場合、原告提出証拠8と同様の保険証書に準拠していたのであって、被保険者の定義についてのローマ数字XI（11）ではなかったのですね。

A： その通りです。

Q： それでは、非放棄約定に従って、あるいはそれに照らして、保険会社が被告提出証拠Aまたは被告提出証拠Bに定める形式を用いた保険証書を想

定していたというのは、むしろあり得ないのですね。違いますか？

A： もう一度それを見せてください。(書類を点検して)受け入れます。

Q： そこで、本件の特定の事故を対象とする保険証書780A-2215が被告提出証拠AおよびBに使われている文言と同様の形式で書かれたものではないという可能性が、かなりはっきりと否定できるのです。そこで、そこから引き出されることは、原告提出証拠8と同様の形式で書かれた可能性があること、つまり、「被保険者の定義」のパラグラフの番号付けが、非放棄約定において準拠する番号と一致するという事実に他なりません。違いますか？

A： その可能性はあります。あり得ますね。

ヘイグッド代理人： この証人については以上です。

裁判長： わかりました。マクレランさんは？

マクレラン代理人： 現在のところ、この証人について質問はありません。

裁判長： 訴訟代理人がさらに質問したときには、証人は応じますか？

マクレラン代理人： はい。そのように取りはからえます。

裁判長： わかりました。ハリマンさん、これで結構です。ありがとうございます。

(証人は、義務を解かれ、証人席から退席し、被告席の自分の席についた。)

裁判長： 休廷して、朝、いつもの時間に再開しましょう。

ヘイグッド代理人： 何時でしょうか？

裁判長： 9時30分です。どなたもその5分前に法廷においでください。陪審の皆さん、裁判所からご注意申し上げます。皆さんの間で、あるいはその他いかなる人との間でも、本件裁判に関するいかなる話題も、また、本件について最終的にあなた方に判断を付託されるまでは、いかなる意見も述べることを控えるようにご注意ください。あなた方はまた、本件について新聞で読んだり、本件についてラジオでいかなる論評も耳にしたりしてはなりません。

休廷します。

(法廷は、1965年10月27日水曜日午後4時30分に休廷した。次回は、1965年10月28日木曜日午前9時30分に再開することが決まった。)

(1965年10月27日午後4時30分に休廷となった後、法廷は、1965年10月28日木

曜日午前 9 時 30 分に同じ人物が出席して再開された。）

裁判長： 始めてください。

マクレラン代理人： よろしければ、いくつか再々主質問のため、ハリマンさんを再び召喚したいのですが。

裁判長： 結構です。ハリマンさん、あなたはまだ宣誓した義務を解かれていませんので、その旨を覚えておいてください。

ハリマン証人： はい。

（エドワード・N・ハリマンは、さらに再々主尋問のため被告側によって召喚され、以前に宣誓したことを注意喚起され、証言台に立ち、以下の通り証言した。）

#### 再々主尋問

マクレラン代理人による質問

Q： ハリマンさん、被告提出証拠 7 をご覧に入れます。これは非放棄約定ですが、あなたは、保険会社の保険証書に関する主張は保険約定ローマ数字 XI (11) によると書かれています、それを認めますか？

A： はい。

Q： あなたは昨日、原告訴訟代理人があなたに示した 2 つの見本、被告提出証拠 A および B を見て、この原本である証書 2215 がこの書式に印刷されていたという可能性があるとは思われない、なぜならこのローマ数字 XI (11) は何の意味もないからだとおっしゃったことを覚えておいでですか？

A： その通りです。

Q： ところが、あなたが原告提出証拠 8 を調べて、「被保険者の定義」は、非放棄約定に反して適用される場合には、いくらか意味があるのと、違いますか？

A： はい、その通りです。

Q： では被告提出証拠 C、1959 年 3 月 25 日にウィリアムズ・インターナショナル社に対して発行された保険証書をご覧ください。その上で、この証書のパラグラフ XI (11) と原告提出証拠 8 の関連のある空欄とを比べていただきますか、また、この 2 つは同じかどうか教えてください。

A： はい。同じものです。

Q： では、この情報に基づいて、あなたのご意見では、証書 2215 において使

われている形式が提出証拠Cの形式または提出証拠8の形式と同じである可能性があるかどうか、教えてください。

A : 提出証拠Cが現存する証書である限りで、これは適用可能な証書であると思われます。

Q : 証書2215は提出証拠Cと同じ形式で書かれていたとあなたは供述しましたか？

A : そうだと思います。もちろん、それを見たことはありません。

マクレラン代理人 : 結構です。この証人に対する質問は以上です。

裁判長 : ヘイグッドさん？

#### 再々反対尋問

ヘイグッド代理人による質問

Q : ハリマンさん、ちょっと場面をさかのぼりましょう。あなたは、1963年12月にAFIAのマネージャーを引き受けたとおっしゃいましたね？

A : さようでございます。

裁判長 : 答えはなんと？

証人 : はい。

Q : それでは、証書780A-2215は、あなたがお調べになったその他の提出証拠によると、あきらかに1959年4月1日前後に書かれたのですね。違いますか？

A : はい。

Q : そうだとすると、あなたは、証書780A-2215が書かれたのはどのような書式であったのか、まったく、ご存じないのですね。違いますか？

A : その証書を見たことはないと言いました。

Q : そうです。私がお聞きするのは、この証書が書かれた書式についてなんらかの個人的な知識を持っておられたのかどうかということをお尋ねしたいのです。

A : 個人的な知識ということ言えば、ノーです。

Q : あなたができることはすべて、多少の如何を問わず、経験に基づいた推測ということですね。ちがいますか？

A : さて、私どもは、そう呼ぶべきでしょうな。

Q : さて、原告提出証拠8をお見せします。これには、証書の空欄のある書式で、その裏面に書かれている文言を見て、記憶を喚起していただきたい

のですが。

A： はあ？

Q： そこに、アメリカ外国保険協会の名前が出ていますか？

A： はい。ありますよ。

Q： では、このような空欄の書式準備を切らさないのは、証書の所持者がその原本である証書を紛失した場合に副本を作成するという目的のため、なかんずくそういう目的のため、というのがアメリカ外国保険協会のやり方だと、以前あなたは証言なさいましたね。違いますか？

A： はい。

Q： あるいは、一般の人に現在の保険約定や証書の文言・期限および条件がどのようなものを示すという目的もありますか？

A： はい。

Q： さて、原告提出証拠8が元々、アメリカ外国保険協会に由来すると考えるのは、合理的ですか？

A： そうでしょう—経験に基づいた推測をすれば。

Q： 結構です。では、それがアメリカ外国保険協会に由来する場合、おそらくこれもまた、誰かがその原本の証書を紛失した場合にその人に副本を作成する目的であったのですね。違いますか？

A： そういう場合なら、そうですね。

Q： あるいは一般の人々に、アメリカ外国保険協会が販売する証書の文言・期限や条件について知らせるため？

A： そうですね。

Q： それでは、もう一度、経験に基づいた推測または推論によれば、いつかの時点で、アメリカ外国保険協会が実際に、その中にあるような文言と条件をもった証書を発行したと考えられますね。

A： それは存じません。

Q： でも、可能でしょう？

A： あり得ますね。

Q： それでは、その証書にそのような文言や条件をもった証券をあなたが販売しないならば、いったい全体、あなたがあなたの事務所にそのような書式のものをもっておられるのはなぜでしょうか？

A： 分かりません。

Q： では、もう一度お尋ねします。アメリカ外国保険協会の業務に関してい

つの時点かで、保険証書を発行したり、あるいは保険約定 A1、身体負傷に次のような文言がある証書を発行したりしたではありませんか？ すなわち、「当該被保険者が、本自動車の所有、維持または使用からいかなる時であれ生じた死亡を含む身体傷害、疾患または疾病のゆえに損害賠償として支払う義務を法的に負うあらゆる金額を、当該被保険者の代わりに支払うものとする。」あなたの事務所でこの原本が作成されたという事実を照らすと、いつの時点かで、あなたの代理商が実際、私がいま読み上げた文言を含む証書を発行または販売したという可能性はありませんか？

A： 1960年に印刷されたという事実を見ると、その時点以降ではその可能性があると申し上げてもいいでしょう。

裁判長： その条項はどういうものですか？ 最後のパラグラフの番号を言っただけですか？

ヘイグッド代理人： 保険約定第1番、保険範囲 A-1、身体傷害賠償責任。

裁判長： 結構です。

Q： さて、あなたは印刷された日付から見ると、これは1960年2月以降であるかもしれないといましたが、その通りですか？

A： そうではないとする証拠はありません。

Q： でも、この印刷の日付は単に印刷者の参考で、この特定の書類の束が、いつ印刷されたというものではないでしょうか？

A： はい。この見本がとられたのはその束からです。

Q： この特定した見本ですね。さて、これには、1960年にさかのぼる印刷した日付がついているという事実があるので、私があなたにちょうど読み上げた文言は、つまり保険約定1は、あなたの保険代理商によってそれ以前に使用されたという可能性は完全に否定されるわけですね？

A： 完全に否定されるわけではないでしょう。ちがいます。

Q： 私が言いたいことは、手元になくなってもう一度印刷せざるを得なくなった特定の文言の入った、たくさんの証書が販売された可能性は完全にあり得るといことです。もう一束がなくなるまで。違いますか？ つまり、そうであった可能性があると言いたいのですが。

A： たくさんのことが可能性としてはあり得ます。

ヘイグッド代理人： 質問は以上です。

マクレラン代理人： この時点で、弁護側は休憩を求めます。ベンチに近づいてよろしいですか？

裁判長： どうぞ。（記録の対象外となる聴聞が続く。）

裁判長： 陪審の皆さん。今日はこれまでです。法廷は、明朝の9時30分まで休廷します。それでは、開廷の少し前にはお越してください。

皆さん、裁判所からご注意申し上げます。皆さんの間で、あるいはその他いかなる人との間でも、本件裁判に関するいかなる話題も、また、本件について最終的にあなた方に判断を付託されるまでは、いかなる意見も述べることを控えるようにご注意いたします。あなた方はまた、本件について新聞で読んだり、本件についてラジオでいかなる論評も耳にしたりしてはなりません。

記録のため、裁判所と代理人とは、本法廷で午後3時00分に会合を開きます。ただし、陪審は明朝の9時30分まで職を解かれます。

（本日は、陪審は、1965年10月28日午前9時50分に解散となり、翌日9時30分に再び招集される予定。非公開の聴聞が代理人と裁判所のために1965年10月28日午後3時00分に開始されると告知された。）

（陪審員は不在、裁判長、両代理人、および速記官が在廷して非公開の法廷が、1965年10月28日、木曜日、午後3時05分に開廷）

裁判長： 準備ができたようですね。ここに裁判所提案の説示のコピーがあります。それからハイグッド代理人要求の説示があります。

マクレラン代理人： 裁判長、私の要求もここにあります。

裁判長： マクレラン代理人、あなたも署名していただけますか。ハイグッド代理人にもお願いしましたので。

マクレラン代理人： 原本にだけでいいですか。それとも全部のコピーに署名しますか？

裁判長： 原本をお願いします。では始めてよろしいですか？

マクレラン代理人： 被告は結構です、裁判長。

裁判長： 特に急ぐ必要はありません。時間をとっていただいて結構ですよ。

ハイグッド代理人： ただちょっと確認しているだけです。

裁判長： ではちょっと待ちましょう。（約10分後）さて、原告要求の説示ですが—

ハイグッド代理人： 裁判長、もう少し時間をいただけますか？ まだ裁判所提案の説示を検討し終えていないので。

裁判長： どうぞ時間をとってください。

ヘイグッド代理人： （約8分後に）裁判長、裁判所提案の説示の10は、連邦訴訟判例集のフォームから取ったのですか？

裁判長： すべて連邦訴訟規則判例集のフォームから取りました。10番はフォームの3.03です。

マクレラン代理人： 私が持っているのはフォームの9.02ですが、裁判長。

裁判長： ちょっと待って。見てみましょう。

ヘイグッド代理人： はい。そのとおりです。

裁判長： ああ、分かりました。9番が2つあるのですね。そこにちょっと間違いがありますね。私のコピーは直されています。2つ9番があって、あなたは、私の10番、私の説示の10番のことを言っているのですね。ええ、それは9.02ですね。そのとおりです：「裁判の過程で、私は時々証人に質問をします、云々」。

ヘイグッド代理人： 結構です、裁判長。私は始めていただいて結構です。

裁判長： ちょっと待ってください。（約3分後）原告の要求の4番と被告の要求の13番、これは印刷された説示の9.01ですが、裁判所としては証拠についてコメントするつもりはありません。

マクレラン代理人： その場合は、被告はその説示に関する要求を取り下げます。

裁判長： 結構です。9.01ですね。

ヘイグッド代理人： 原告も同様です。裁判所が証拠についてコメントするつもりはないのであれば、原告の要求した説示の4番の要求を撤回します。

裁判長： 結構。おそらく裁判所提案の説示の検討から始めた方がよさそうですね。私が省略したものが大変重要であることは認識しています。それを直そうとしているのですが、それは「(賠償) 責任」と「(損失) 補償」<sup>2</sup>という言葉の定義で、裁判所はその説示を行います。

しかし、2.03についてですが、一それは被告要求の説示6番ですが、被

---

2 訳者注 liability insurance は、「責任保険、賠償責任保険」。被保険者が他人の身体・生命または財産を侵害したために損害賠償責任を負うことによる損害を補償する保険（英米法辞典、515頁）。indemnity insurance は、「損害保険」：被保険者に生じた損害を補償する保険。あるいは「先履行型責任保険」：被保険者が第三者に対して損害賠償責任を負担し、かつ被害者に対する賠償義務を履行したときのみ保険者が損害を補償する責任保険（英米法辞典、437頁）。

告は要求の中で、第2段落を削除するよう述べています。しかし、私は、説示に入れることを提案します。なぜなら、私は、（訳者注：前訴の）判決について、特に高裁判決について、裁判所がそれを終局判決と考えているかどうかについて、陪審に対して裁判所に顕著な事実として伝えなければならないからです。

マクレラン代理人： 私がその点を取り上げた理由は、裁判長、非常に単純であり、それは、あなたは、裁判所に顕著な事実とは認めなかったということです。あなたは判決のコピーを証拠として採用しました。私が理解する限り、顕著な事実の目的は、特定のアイテムを証拠申請することを回避するためです。

裁判長： 裁判所は、たとえば州法について裁判所に顕著な事実として認めています。一般的には、すべての関連性ある情報について、コピーは証拠として採用されています。本件でも、私が採用したのも同じ理由で—すべての関連性ある情報、ことに陪審にとってね。私は、判決は終局的なものであると、陪審に何度も確かに伝えたいと思いますよ。どちらにしろ、明確な問題はありますか？

マクレラン代理人： ありません。繰り返すつもりはありませんが、1点、裁判長が判決のコピーを証拠として許容したときに、当時裁判所は、裁判所に顕著な事実と認めるとは言っていませんでした。

裁判長： ええ、当時そのように言うておけばよかったですね。しかし、控訴審判決のコピーは証拠になっていませんし、私は自動的に顕著な事実と認めました。ですから言うていけば、より良かったでしょうが、最終説示では言及しなければなりませんし、だからそのパラグラフを残しておくことを提案するのです。

マクレラン代理人： その点については結構です、裁判長。

裁判長： 結構。さて、裁判所の説示をいくつかの点で原告の特別評決の質問書に対応させなければなりませんね。それは裁判所の説示案の13番です。私がおぼろげと空欄にしてあるのにお気づきでしょうか。代理人、これでいいですか？

マクレラン代理人： はい。いずれにしろ、説示の一部として特別評決を読まなければならないと理解していますから。

ヘイグッド代理人： 裁判長、説示の13番、裁判所の説示案の13ですが、9.13に示された説示案から1パラグラフ削除しているように見えますが。

裁判長： 9.13ですか？

ヘイグッド代理人： いえ、9.12です。この部分を削除したのは何か特別な理由があるのですか？

裁判長： ええ、その前のパラグラフで十分に思えたからです。ただもしお望みなら—

ヘイグッド代理人： 削られた部分は、より説明されているからです。(読み上げて)「したがって、もし質問1または質問2に対する陪審の答が『いいえ』であれば、陪審長は、特別評決は完了したのものとして、日付を書き入れ、署名をしてください。」。前のパラグラフでは、お気づきのようにより、陪審長の特別評決への日付と署名については何も言及していませんでした。

裁判長： 前のパラグラフは繰り返しのようにも見えます。しかし、お望みであればこれを含めましょう。必要な変更を加えて、残しましょう。

ヘイグッド代理人： そうですね、陪審が評議室に退廷して混乱がありそうであれば、その時は裁判長が補充説示をできると思います。

裁判長： もし含めてほしいのであれば、喜んでそうしますが。

ヘイグッド代理人： その1つのパラグラフのために、あなたがすべてのページをタイプし直すのは見たくありません。

裁判長： 私は、その部分を含める旨のノートを作るだけです。繰り返しのように見えるので含めなかっただけですが、含めましょう。

ヘイグッド代理人： 確かに繰り返しのようには見えますが、しかし裁判長、陪審長が特別評決に日付を付して署名すべきことを求めることは確かに含まれていますし、このような特別評決に日付と署名すべしとの説示は他にはどこにも見当たりません。そのパラグラフにしかありません。

裁判長： ヘイグッド代理人、私はこれを含めようと思います。ノートを作りますよ。そう、これを含めましょう。さて、マクレラン代理人、あなたが求めた追加説示を除いて、裁判所の説示案についてほかに何か誤りはありますか？

マクレラン代理人： いえ、私からは、裁判所の説示案にほかに誤りは見出せません。

裁判長： ヘイグッド代理人？

ヘイグッド代理人： いえ、私も裁判所の説示案には誤りは見出せません。

裁判長： それでは原告要求の説示案について検討しましょう。要求番号9についてですが、申し訳ありませんが要求番号9の上から4行目一。

ヘイグッド代理人： どの文章ですか？

裁判長： 4行目です。えーと、私が気になっているのは、あなたの補償の定義です。あなたはこう言っていますね。「—このようにして、被保険者に対する確定判決が出された後においてのみ保険者を支払うよう拘束する補償約款と区別することができる。」。さて、補償約款に関する私の理解は、被保険者が実損害を被るまでは、その約款の効力は発生しない—確定判決に関わらず、というものです。私は、補償約款は損害を被った場合に支払うよう保険会社を拘束するものであって、被保険者が現実の損害を被るまで効果は発生しない、つまり被保険者が原告になにがしかを支払うまで、効力は発生しないと思うのです。

ヘイグッド代理人： 裁判長、私たちも実際同じように考えていると思います。あなたの法の説明は私よりおそらく正確でしょう。これらの用語は、『アメリカン・ジュリスプラudence』（American Jurisprudence）<sup>3</sup>第5巻Aの68頁、自動車保険、第70項から直接引用したもので、「賠償責任約款と補償約款の区別」とされています。私の説示案はその項の第2文からの引用です。

裁判長： そうですか、さて、私は確定判決の必要はないと思います。マクレラン代理人、何かご意見はありますか？

マクレラン代理人： この点に関する私の法に関する調査は、裁判所のものと同じです。私は、「補償」という語をそれほど気にしているわけではありません。これまで「補償」という用語を使い、いくつかの証拠にも「補償」という用語が使われています。その関係で、私は『Words and Phrases』と『Black's Law Dictionary 第4版』を使いました。私の説示案、23番ですが、これらの本に従っていますが、とりわけ「補償」という語についてはそうです。この点に関する基本先例は、Frye, F-r-y-e、対 Bath Gas and Electric Company です。これはやや古いメイン州のケースで、出典は97 Maine 241, 455 Atlantic 395 です。保険約款における「補償」という文言が意味するところは、賠償責任保険契約によってではなく、そのような賠償責任を理由とする損失に対する補償によって、損害、損失から被保険者を救済、もしくは被保険者に補填、または被保険者を完全に

---

3 訳者注 アメリカの現行法を実務家が調べるときに簡便でかつ効果的に手懸りを提供することを目的とした法律百科全書（英米法辞典、47頁）。

戻すこと、ということです。そしてその後のケースとして、Fryeを引用したテネシー州のケースがあります。そこでも「補償」という語は当該契約の目的と性質について示しています。そこでも、そのような賠償責任を原因とする損失について被保険者に払い戻す、あるいは全額補償するというもので、(訳者注：責任に基づく)損失のないところに補償はありえないということです。

裁判長： 分かりました。『アメリカン・ジュリスブルーデンス』に使われているのと同じ用法だとしても、(訳者注：原告の)説示案は使わないこととします。

ヘイグッド代理人： すると、それは原告の説示案9番は改められるべきだと  
の裁判長の指示ですか？

裁判長： それはすべてあなた次第ですよ、代理人。あなたは望みたいものを  
求めることができるのですから。

ヘイグッド代理人： 裁判長はいくつかの異なった用語を用いました。裁判長  
は、「確定判決後にのみ」に反対し、そして「被保険者が現実の損害を被  
った後においてのみ」という用語を使われました。

裁判長： ええ、それは、「被保険者が原告に金銭を支払った後にだけ」、とい  
うことです。その余については同意できません。

ヘイグッド代理人： 裁判長、「自動車保険約款で必要なのは」で始まる文章  
ですが一。

裁判長： どうぞ。

ヘイグッド代理人： これは、どちらも私が引用した『アメリカン・ジュリス  
ブルーデンス』第5巻A1 68頁、引用は差し上げましたが、からの引用  
です。自動車保険70項、見出しは「保険約款と補償約款の区別」です。第  
2段落に次のように記されているのがお分かりでしょう。「自動車保険の  
約款は、事故もしくは負傷の場合には、保険者が被保険者の名において、  
当該負傷に起因する行為を防御し、また被保険者が保険者の同意なくいか  
なる要求についても和解したり費用を負担したりすることがないように、被  
保険者は直ちに保険者に対して、報告しなければならない。これは損害賠  
償責任約款であり、単なる損害補償契約ではない」。これは自動車の項目  
にあります。

さて本項は、『アメリカン・ジュリスブルーデンス』29巻Aの460頁にあ  
るように、この点に関するより完璧な議論について言及しています。「保

險」の見出しの1343項で、そこには次の言葉があります：「被保険者が、法的に義務を負われ、支払うべき責任があるとされ、または確定判決によって、損害を賠償することとなる契約は、通常は、損失に対する被保険者への補償ではなく、賠償責任契約と認められる。同様に、被保険者による事故報告に関する項目、保険者による請求に関する和解、同様に支払い不能条項の契約約款への付加は、しばしば賠償責任の一つとして解釈されることになる」。したがって、私たちには、同様の議論が載っている2つの巻の『アメリカン・ジュリスプルードンス』がありますね。

裁判長： 私が気がかりなのは、あなたの説示案の第9番、つまり「—『被保険者への補償』という言葉は保険契約に含まれている事実にもかかわらず—」という言葉です。あなたはどこから手に入れたのですか？

ヘイグッド代理人： それはいかなる法律文献からの引用でもありません、裁判長。なぜなら、それはこの特定のケースのための言及だからです。

裁判長： この用語は含めることはできませんね。そしてそのパートは—

ヘイグッド代理人： それでは陪審は次のように説示されるべきだと考えます—「補償する」という言葉を超えないこと、そしてその他のすべてのことを無視するように、と。なぜなら、「補償する」という言葉は、被保険者の協力とその他すべてのことを要求している条項を含む約款に挿入されており、そして陪審はそれらすべてのことを無視すべきであり、これは補償保険の約款であると容易に結論づけられます。なぜなら見いだせる言語は（本を確認しながら）ちょっと待ってくださいますか？ 『アメリカン・ジュリスプルードンス』の必要なページを見つけられると思いますので—

マクレラン代理人： 裁判長、少し休廷を願うことができますか？ 書記官が、私に重要な電話が入っていると伝えてくれました。10分休廷していただけますか？ 重要な電話が入ったと書記官から聞きましたので。10分いただけますか？

裁判長： いいでしょう。

（続く）

